

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算措置等について

1 予算措置の理由

新型コロナウイルスワクチン接種について、希望する全ての市民に対し迅速かつ適切に実施するため、必要な経費について令和2年度及び令和3年度予算措置を行う。

2 事業概要

国の定める接種対象者1人に対して2回の接種を実施する。

接種は、市が行う集団接種及び医療機関で行う個別接種の併用により実施する。なお、市が行う集団接種は休日急患診療所の巡回診療として実施する。

また、市民に対して、ワクチン接種に関する必要な情報を効果的に提供していく。

3 実施期間

令和3年2月26日から令和3年9月30日まで

※国庫補助金の取扱いにより、9月末までを事業期間として事業経費を計上

10月以降分については、令和3年4月以降に国の指示に基づき補正予算等対応

※予防接種台帳システム改修等現計予算の中で緊急に発注又は契約を行った業務に係る期間を除く。

4 補助対象経費、補助率及び限度額等

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

区 分	(1) 補助金	(2) 負担金
対象経費	市が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な経費 ・接種台帳システム改修 ・受診券作成・発送 ・集団接種の確保、体制整備 ・コールセンター（予約、相談）運営 ・市民への情報提供	市が実施する新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 ・個別接種委託料 ・集団接種実施に係る医師及び看護師の人件費等
補助率等	補助率 10/10	負担率 10/10
限度額等	上限目安額 210,721 千円	対象経費の実支出額と基準額※を比較して少ない方の額 ※基準額: 2,277 円×接種実施回数
備 考	上限目安額は令和3年9月末までの所要経費を賄うものとされている。	令和3年3月実施の集団接種費用は令和3年度分として申請する。

